

○福岡県行政不服審査会条例

平成二十七年十二月二十五日

福岡県条例第四十八号

福岡県行政不服審査会条例をここに公布する。

福岡県行政不服審査会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第四項の規定に基づき、福岡県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 審査会は、行政不服審査法第八十一条第一項の機関として、同法の規定によりその権限に属させられた事項（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に規定する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に係るものを除く。）を処理する。

(組織)

第三条 審査会は、委員九人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の身分保障)

第五条 委員は、審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(委員の服務)

第六条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治活動をしてはならない。

(会長)

第七条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第八条 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 第六条第一項の規定は、専門委員について準用する。

(合議体)

第九条 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者三人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

- 2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

(議事)

第十条 前条第一項の合議体はこれを構成する全ての委員の、前条第二項の合議体は過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 前条第一項の合議体の議事は、当該合議体を構成する委員の過半数をもって決する。
- 3 前条第二項の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員又は専門委員は、自己の利益に係る議事に参与することができない。

(補則)

第十一条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第十二条 第六条第一項（第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年条例第四三号）抄

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和七年条例第一号）抄

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第二条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。